

第 21 回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会 (IASB) の第 21 回基準諮問会議 (SAC) が、2008 年 2 月 14 日と 15 日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SAC メンバーである八木良樹 (株) 日立製作所取締役・監査委員長、辻山栄子早稲田大学商学学術院教授、オブザーバーとして金融庁より黒澤利武参事官が出席し、金融庁より原寛之課長補佐、企業会計基準委員会 (ASBJ) より堀本敏博専門研究員が同席した。以下、会議の概要を報告する。

・評議員会セッション

SAC 会議の開催に当たり、国際会計基準委員会財団 (IASC 財団) の評議員である Antonio Vegezzi 氏と IASC 財団ディレクターである Thomas Seidenstein 氏から、IASC 財団の戦略レビュー及び定款の見直し等今後の IASC 財団の取組みについて、「グローバル・スタンダードへの道筋 - IASC 財団及び IASB の将来像の策定 - 」と題するプレゼンテーションが行われた。

【プレゼンテーションの概要】

(1) 戦略レビュー

- IASC 財団の評議員会では、10 年先を見据えた組織の将来像の策定、国際財務報告基準 (IFRS) と IASB を取り巻く環境変化の評価、2008 年 7 月以降開始する定款見直し討議のさらなる活性化の 3 点を目的とする戦略レビューの作業を 2006 年末より開始した。
- IFRS の将来像としては、財務報告に関し全世界で承認されるグローバル・スタンダード、明瞭かつ明確な原則主義をベースとした基準、投資家の効率的な資本配分に資するための財務報告の透明性・比較可能性・首尾一貫性の確保を目指す。
- これら将来像を達成するための具体的な目標としては、独立性の維持及び外部への説明責任の遂行、IFRS の真にグローバルな普及、IFRS ブランドの保護、非官僚的・専門的環境の下での効率的な運営の 4 つを掲げる。

(2) 定款の見直し

- 定款の見直しは遅くとも 2008 年 7 月には開始し、2 年をかけて行う予定であるが、2008 年の後半には関係者のコメントを求める予定である。ただし、モニタリング・グループ¹の設置とボード・メンバーの増員の 2 つの課題については、関係者と、2008 年第 2 四半期に議論を開始し、2008 年中に結論を出す予定である。
- IASC 財団は、どの規制当局にも属さない極めてユニークな民間の存在であるが、規制当局を構成メンバーとするモニタリング・グループを設置し、モニタリング・グループへ報告を行うことは必要である。
- モニタリング・グループは、真にグローバルな利害関係者から構成されるべきであると考え、議論の出発点として国際会計士連盟 (IFAC) のモニタリング・グループを一案として参考にしたい。
- ボード・メンバーについては、現在の 14 名を 16 名に拡大することを検討している。地

¹2007 年 11 月、日本の金融庁、欧州委員会 (EC)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、米国証券取引委員会 (SEC) により、IASC 財団の組織の枠組みを強化するための改革として、モニタリング・ボディーの設立が共同提案された。

理的な分布を反映し、例えば欧州、北米、アジア・オセアニアから各4名ずつ、その他地域に関係なく4名の16名としてはどうか。

- 資金調達については、IASC財団の独立性を維持しつつ、より広範で、継続的な資金調達を模索する必要がある。企業への課金制度についても検討していきたい。

（３）IFRSブランド

- IASBのボード・メンバーであるPhilippe Danjou氏から、各国の上場企業が作成する財務諸表がIFRSを参照している旨記載する場合、これまでに生じたIFRSブランドの問題で投資家に誤解を与えないようIASBと証券監督者国際機構（IOSCO）間で最近協議を行った点、その中でIASBは今後IFRSブランドの問題が生じないようIAS第1号を改訂するよう提案した点、またIOSCOは投資家に明瞭かつ正確な財務情報の提供を上場企業に要請する文書を最近公表した点について説明があった。
 - SECオブザーバーから、「各企業が作成する財務諸表は、もはやどの国がどの原則に基づいて作成しているか明確ではないので、今後企業がどのフレームワークに基づいて作成しているかを表示する必要がある」との発言があった。
 - 金融庁黒澤参事官から、「IOSCOの公表文書は、IASBの提案について、賛成・反対いずれも示しているものではない。金融庁としては、IASBの提案を支持する」との発言があった。

【SACメンバーからのコメント】

- IFRSを世界の75%の人間が使用することになれば、もはや独立性を維持するという点に力点を置くのではなく、しっかりとしたガバナンスが必要である。これに関連して、モニタリング・グループの構成メンバーについては、産業界を代表する作成者も入るべきである。（欧州産業連盟）
 - 独立性は絶対的とは考えていない。デュー・プロセスを強化することが必要であり、理にかなった対応を検討したい。モニタリング・グループのメンバーについては、今後細心の注意を払い検討していきたい。（IASC財団評議員）
- 定款の見直しと戦略レビューのプロセスについて、コメントの提出又は円卓会議に参加する機会があるのか、プロセスの透明性は確保されているのかについて確認したい。（スイス金融機関）
 - 見直しの過程において文書を公表し、関係者からコメントを求めるとともに、前回と同様に世界各地で公開討議の開催やSAC会議での議論を行うことにより、透明性の確保を図りたい。（IASC財団ディレクター）
- 戦略レビューについては、多くの論点があり、時間をかける必要があるのではないかと。モニタリング・グループの提案については、具体的な内容は、まだ何も固まっていないと理解している。議論を開始する必要があるが、IFACのモニタリング・グループとはおそらく違ったものになるのではないかと。（欧州委員会）
- 評議員会の取り組みを歓迎する。以下3点コメントを述べたい。（金融庁黒澤参事官）
 - (a) IFRSは、すでにグローバルな公共財である。今後、グローバル化が進む中、IASC財団は、「公益」の確保に向けて取り組みを行う必要があると考える。
 - (b) 会計基準は、高品質なだけでは十分ではない。作成者のチェリー・ピッキングを許容するものではあってはならず、実際の適用が統合的で、当局のエンフォースが可能なものでなければならない。

- (c) IFACでのモニタリング・グループをモニタリング・グループのモデルとして掲げているが、以下について懸念する。
- ・ IFACでのモニタリング・グループの場合、国際組織である公益監視委員会（PIOB）、諮問助言グループ（CAG）などが、国際監査・保証基準審議会（IAASB）等のデュー・プロセスに対し、非実務家を中心として、十分な時間を割いて監視を行っている。監視を有効なものとするためには、こうした専門的な組織の存在が不可欠である。
 - ・ 現在の評議員会メンバーは、非常に超越した存在である。それだけに、そうした存在でしかなしえない資金調達などのテーマに注力し、こうした（地味な）作業に時間を割けないのではないか。
- コメントに感謝したい。参考とさせて頂くと同時に個別に詳細を伺いたい。なお、評議員が超越的な存在であるとの評価は感謝するが、評議員会には、デュー・プロセス委員会なるものがあり、ここで詳細にIASBのデュー・プロセスの監視を行うなど、積極的に取り組んでいることをここで補足しておく。（IASB財団評議員）
- ・ モニタリング・グループのメンバー構成はどのようになるのか、またメンバーの加盟・離脱などについては、明確な規定が必要ではないか。また、政治的な圧力を受けないように配慮することが必要である。（独会計士）
 - ・ モニタリング・グループ設立の提案には賛成するが、IFACのモニタリング・グループを出発点として検討することは非常に危険である。今回新設するモニタリング・グループについては白紙の状態から検討すべきであり、金融庁の意見に賛成である。（英FSA）

・ IASB の議長報告

David Tweedie IASB 議長から最近のプロジェクト動向及びコンバージェンスに関する欧米の動向等について以下の説明が行われた。

- ・ IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）間で合意した覚書（MOU）における長期11項目のプロジェクトについては、2008年1月に企業結合に関する基準が公表されたこと、また無形資産については2008年度のアクティブ・アジェンダ項目に追加しないことに決定したため、今年度は9項目（連結、公正価値測定、財務諸表の表示、収益認識、退職後給付、リース、認識の中止、金融商品、負債と資本の区分）に取り組むこととなった。
 - ・ 連結プロジェクトの関連であるが、最近のサブプライム問題については、証券化商品の関与者（オリジネーターと販売者）のインセンティブ構造の問題、不正、リスク評価、デュー・デリジェンス、商品の複雑性、信用格付機関、透明性等さまざまな要因が指摘されているが、証券化ビークルの連結の問題とも絡むことから優先的に取り組みたい。
 - ・ 公正価値測定プロジェクトについては、公正価値が測定属性の中では適切な情報を提供するものとする。一方、公正価値に反対する経営者の中には経営者自身が評価する価値を採用してはどうかという意見もあるが、論外である。
- 取得原価については、かつて日本の銀行が採用したが開示が不十分で、償却が十分でなかった結果、長期間にわたり経済に貢献できないという状況が発生した。今更

取得価額に戻るわけにもいかない。銀行の開示を充実させることが、少なくとも当面の規律を与えるかもしれない。

- 退職後給付会計、金融商品、負債と資本の区分の3つのプロジェクトは、今回のSAC会議のアジェンダ項目であるが、いずれも3月から4月にかけてディスカッション・ペーパーを公表する予定である。
- 米国証券取引委員会（SEC）は、米国企業にIFRSの採用を選択肢として認めることに関する今後の作業計画について、早ければ5月にも3か月単位のスケジュールを提示する見込みである。なお、IASBとFASBはコンバージェンスの作業をどう加速させるかについて、現在検討中である。
- ヨーロッパでは、IFRSの一部を適用除外（カーブアウト）して使用しているEU版IFRSを見直す方向で検討中であるが、これはSECによる決定が大きな要因と考える。IFRSに複数のバージョンが不要であることは明らかである。なお、IOSCOは「何の会計基準基準に基づくのかを明示せよ」との文書を公表したところである。

【SAC メンバーからのコメント】

- サプライム問題における最近の流動性リスクに関して、どのような検討が行われているのか。（豪金融機関）
 - サプライム問題は連結の対象の問題と絡むものである。フィードバック文書など多くの要求がIASBに対してなされ要員不足の状況であるが、スタッフの増員等で対応を検討していきたい。また、金融安定化フォーラム等の要請も受けており、早急な対応が必要なことも十分認識している。（Tweedie議長）
- IFRSのカーブアウトについては、欧州議会でも議論がなされているが、カーブアウトは欧州委員会では範囲と時期を限定すべきと考える。サプライム問題については、規制当局や様々な機関で議論されているが、サプライム問題で会計上指摘されている論点について、今後、いつどこで議論が行われるのかIASBに公表してもらえればありがたい。（欧州委員会）
 - カーブアウトは欧州の19の銀行のヘッジ会計に該当するが、将来的にはカーブアウトを排除すべきである。（IASBボード・メンバー）
- 作成者の立場からのコメントであるが、サプライム問題において鍵となる情報は、集中リスクについての情報と考える。従ってIFRS第7号の集中リスクの開示は、非常に重要である。情報の有用性の視点からは、会計の観点よりも経営者の視点から見たリスクの観点の方が優れているのではないかと考える。また、会計情報の拡充よりも、コーポレートガバナンスの方が重要であるかと考える。（スイス金融機関）
- 香港では、企業がIFRSの導入を基準ごとに行っていたが、この方法ではIFRS第1号の規定に抵触することになるため、各国で完全版IFRSを導入する場合には、ビッグバン方式で一度に切り替える方が望ましいと考える。（香港財務諸表作成者）
- IASBがFASBとの協調関係を強固にしながら、これまで、かなりの実績をあげてきていることについて、改めて敬意を表する。ただし今後は、コンバージェンスの前提となる基準の中身に関する議論が一層重要になってくる。その際、懸念されるのは、一部の人が会計基準を発明してトップダウン式に世界の実務を従わせるようなアプローチである。今後は、フィードバック文書が非常に重要な意味を持つてくると思う。ところで、1つ質問をさせて欲しい。現在、全くカーブアウトを行わない完全版IFRS

をアドプション（採用）している国は、いくつあるのか。（辻山SAC委員）

- 本日現在ではそのような国はないが、2011年からは多くの国でそのようなIFRSをアドプションすることが決まっており、何よりも世界の国々がそのような方向に向かっているという事実が重要なことである。（IASBボード・メンバー）

【 IASB の作業計画 】

IASB のプロジェクトは、FASB との MOU のプロジェクト、概念フレームワーク、その他のプロジェクトの 3 点が作業の中心となっており、各プロジェクトの作業計画は以下の表のとおりである。

IASB 作業計画表 (2007 年 12 月 31 日時点)

	MOU 2008 年までの マイルストーン	2008				2009	時期 未定
		Q1	Q2	Q3	Q4		
アクティブ・アジェンダ							
FASB との MOU のプロジェクト - 注 1							
短期コンバージェンス・プロジェクト							
政府補助金 - 注 2 (IASB)	主要な相違が取り除かれるべきかを決定し、実質的に作業を完了させる						負債の作業まで延期
ジョイント・ベンチャー (IASB)					IFRS		
減損 (合同)							スタッフ作業中
法人所得税 (合同)			ED			IFRS	
投資不動産 (FASB)							
研究開発費 (FASB)							
後発事象 (FASB)							
その他コンバージェンス・プロジェクト							
連結	統合される基準に向けて作業			DP			ED, IFRS
公正価値測定ガイダンス	統合される指針		RT			ED	IFRS
財務諸表の表示 - 注 3 フェーズ B			DP				ED, IFRS
収益認識	1 つ以上のデュー・プロセス文書		DP				ED, IFRS
退職後給付 (年金を含む)	1 つ以上のデュー・プロセス文書	DP				ED	IFRS
リース	議題の決定					DP	ED, IFRS
概念フレームワーク							
フェーズ A : 目的及び質的特性		ED					
フェーズ B : 構成要素、認識及び測定						DP	
フェーズ C : 測定					DP		
フェーズ D : 報告企業		DP					
フェーズ E : 表示及び開示							DP
フェーズ F : 目的及び状況							DP
フェーズ G : 非営利企業への適用							DP
フェーズ H : 最終 - 注 4							TBD
その他のプロジェクト							
中小企業 (SME) 向け会計基準					IFRS		
保険						ED	IFRS
負債 - 注 5						IFRS	
排出権取引							TBD
共通支配下の取引							TBD
経営者による説明							TBD

報告事項 (1)

基準の改訂						
年次改善					ED	IFRS
投資の原価 (IFRS1 及び IAS27 の改訂)			IFRS	IFRS		
1株当たり利益：自己株式方式 (IAS33)	ED					IFRS
金融商品：一部 (IAS39)				IFRS		
金融商品：公正価値でプット可能な株式 (IAS32)	IFRS					
関連当事者開示 (IAS24)	IFRS					
株式報酬：グループ企業による現金決済型の株式報酬取引 (IFRS2 と IFRIC11)						IFRS
株式報酬：権利確定条件及び取消し (IFRS2)			IFRS			
リサーチ・アジェンダ (アクティブ・アジェンダに加えられていないが、FASB との MOU に含まれるプロジェクト)						
認識の中止	MoU での 2008 年までのマイルストーン スタッフのリサーチ結果の検討	RR				
金融商品 (現在の基準の置換え)	1 つ以上のデュープ ロセス文書	DP				
無形資産	リサーチ結果の検討 及び議題の決定					
負債及び資本 - 注 6	1 つ以上のデュープ ロセス文書	DP				
採掘産業	MoU に含まれず				DP	

略語について：

DP：ディスカッション・ペーパー

TBD：当初文書の形式 (DP 又は ED) が未定

ED：公開草案

RT：円卓会議での議論

RR：リサーチ・レポート

IFRS：国際財務報告基準

AD：アジェンダの決定

注 1：覚書 (MOU) には、FASB と IASB が基準設定のコンバージェンスを実際行うために、達成することに合意したマイルストーンが示されている。それは、SEC が外国登録企業に義務付ける、財務諸表の米国基準に対する調整表の規定の廃止へのプロセスの一部である。

注 2：政府補助金の作業は、他の関連プロジェクトの作業の結論が出るまで延期される。

注 3：IASB と FASB は、各フェーズが完了次第、個々の章ごとに公表する予定である。両審議会は、自己の GAAP ヒエラルキーに照らして実務への影響を評価する予定である。

注 4：「負債」プロジェクトは、IAS 第 37 号の修正である。

注 5：2007 年 12 月、IASB は本プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。

注 6：プロジェクトは、「修正共同プロジェクト」として行われている。FASB は、今後 IASB が公表するディスカッション・ペーパーの基礎をなす予備的見解ペーパーを公表した。

【SAC メンバーからのコメント】

- 排出権取引がアジェンダに加わったとのことだが、オーストラリアでは政府および民間企業の関係者の関心が非常に高いため、今後のスケジュールについて確認したい。
(豪金融機関)
 - 排出権取引については、現在ボードに報告すべく各国の排出権取引のスキームを IASB のスタッフが収集している。このプロセスの終了後に今後の全体スケジュールを確認することになる。また FASB のスタッフや各国の基準設定主体から協力の申し出も受けており、多くの関係者のサポートのもとプロジェクトを進めていきたい。(IASB ディレクター)
- 公正価値測定のディスカッション・ペーパーに対する関係者の反応について確認したい。(IMF)

- 多くのコメントが寄せられているが、最も懸念しているのは既存の基準への波及が大きいのではないかという点、出口価値と入口価値の問題、ノン・パフォーマンス・リスクに関するものが重要な論点として挙がっている。また、公正価値はマーケットが決定するのではなく、企業が公正と考える価値にすべきという意見もでてきており、現在検討を継続している。(IASBディレクター)
- IFRS第3号「企業結合」で初めて公表されたフィードバック文書に費用対効果を分析する影響分析 (effect analysis) が併せて公表されたが、基準の公表時ではなく、公開草案の公表時に前もって公表して欲しい。(独会計士)
- 2007年12月末時点の作業計画表によると、投資不動産・研究開発費・後発事象の3つの短期コンバージェンス・プロジェクトには計画が何も記載されていないが、要員不足の影響を受けているのか。(英会計士)
 - これら3つのプロジェクトに記載がないのは、FASBが責任を持って取り組むプロジェクトであるからであり、詳細についてはFASBへ確認することになる。(IASBディレクター)

・中小企業向け IFRS

IASB ディレクターから現在進めている中小企業向け IFRS のプロジェクトに関して、アジェンダ・ペーパーに基づき、プロジェクトの概要及び今後の予定、公開草案に寄せられたコメント等について説明があり、その後 SAC メンバーとの間で質疑応答が行われた。
[IASB スタッフからの説明]

(1) プロジェクトの概要及び今後の予定

- IASBは、国際的に活動する企業を対象とする会計基準以外に、中小企業向け会計基準を開発することもその活動目的としており、2007年2月に中小企業向けIFRSの公開草案を公表した。コメントの期限は、2007年11月末であり、161のコメントが寄せられた。また、これまで世界20カ国115社の中小企業が、フィールド・テストに参加した。
- 今後、これら寄せられたコメントやテスト結果を分析し、スタッフの提案を2008年4月のボード会議に提示し、最終的には2008年12月末までの基準公表を目指す。

(2) 主なコメント・レターの内容

- 寄せられたコメント・レターを大別すると以下20項目が繰り返し述べられた。その内容は以下のとおり。

完全版 IFRS とのクロス・レファレンス (相互参照) を排除し、中小企業向け IFRS は単独の (stand-alone) 基準とすべきである。(コメント・レター提出者の約7割)
完全版 IFRS の全て又は大部分のオプションは中小企業向け IFRS で利用できるようにすべきである。(賛成：反対 = 2 : 1)

法人所得税の項目は簡素化すべきである。

連結財務諸表及びキャッシュ・フロー計算書は、より小規模な企業は作成を免除するか、作成すべきかどうかは各国が決定する事項としてはどうか。

のれんやその他無形資産については一定期間内の償却を認めるべき。

従業員が10名以下の零細企業にはこの基準が適しているか疑問である。

有形固定資産の減価償却を行わない、又は耐用年数や残存価額の年次レビューを要

求すべきではない。

完全版 IFRS を使用する企業の子会社が中小企業向け IFRS を適用すべきかにつき明確にすべきである。

確定給付年金制度の会計処理を簡素化すべきである。

株式報酬の会計処理を簡素化すべきである。

オペレーティング・リースの定額払いや、ファイナンス・リースの公正価値のみの測定を要求すべきではない。

減損については、(ア)使用価値 (value in use) を認め、(イ)公正価値や使用価値を算出するに当たって、将来の使用を考慮し、(ウ)のれんの減損テストを簡素化すべきである。

負債と資本を分類する要件を簡素化するか、又は負債と資本に分けずどちらか一方とすべきである。

利用者の調査を行うことにより、開示項目をさらに簡素化すべきである。

基準の名称を中小企業 (SME) よりもより良い略称に変更すべきである。

現状多くのオプションがある財務諸表のフォーマットではなく、より標準化したフォーマットにすべきである。

関係会社やジョイント・ベンチャーの多くのオプションを制限すべきである。

全般的に、現在提案されている過年度遡及修正の項目をより少なくすべきである。

公正価値の使用は、市場の相場価格がある場合、又は不当な費用や煩雑な作業なしに決定できる場合、及びデリバティブ取引のみに制限すべきである。

金融商品の取り扱いには以下とすべきである。

- ・公正価値ではなく取得原価を使用する。
- ・実効金利法ではなく償却原価法を採用する。
- ・ヘッジ会計については、複雑な計算ではなく、簡略計算を認めるべきである。
- ・デリバティブや組込デリバティブの規定を明確にすべきである。
- ・ファクタリングのガイダンスを追加すべきである。
- ・IAS 第 39 号を適用してはならない。

【SAC メンバーのコメント】

- ・中小企業向けIFRSは、完全版IFRSから独立したスタンド・アローンの会計基準を目指しているが、スタンド・アローンの概念は何か。スタンド・アローンであるからには完全版IFRSの相互参照は排除すべきであり、監査人による基準の解釈自体も完全版IFRSから独立すべきである。（独会計士）
- ・中小企業向けIFRSを使用する企業の一般への説明責任は低いと思われるが、例えば従業員5人以下の零細企業に至ってはその必要性はないと考えられる。IFRSの基準開発に当たって、対象とする企業を上場企業向け、中小企業向け、零細企業向けの3つに分けて基準を開発し、どの規模の企業にどの基準を使用するかは各国の判断に任せてはどうか。（イスラエル会計士）
- ・相互参照には反対である。完全版IFRSを参照するということは、完全版IFRSをすべて読む必要が生じるのではないか。また、この基準は零細企業には適用すべきではなく、従業員が100人や200人以上で上場していない企業に適用すべきである。（伊会計士）

- 零細企業向けには、中小企業向けIFRSではなく、ガイドラインを設定してはどうか。
（カメルーン会計士）
- コメント・レターの内容を聞いていると、簡素化するのに賛成ということではなく、自分たちが容易にできるよう会計処理をさせてくれと言っているように思われる。
（伊会計士）
- フィールド・テストの結果で、ほとんどの企業で中小企業向けIFRS案を実際に適用して問題がなかったとのことだが、ドイツではフィールド・テストにおいて会計士等多くのサポートによって問題がなかったということを理解して頂きたい。また、費用についても最低限の増加で済んだとのことだが、今回はテストだったので費用を抑えたためであり、中小企業向けIFRSを導入するのに追加費用はあまりかからないとは言えないのではないか。（独会計士）

・負債と資本の区分

IASB スタッフからプロジェクトの背景及び 2008 年第 1 四半期に公表予定²のディスカッション・ペーパーについて説明があり、その後 SAC メンバーとの間で質疑応答が行われた。

【IASB スタッフからの説明】

（１）プロジェクトの背景

- 2007年11月、FASBは、予備的見解文書「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。この文書では、負債及び資産性の金融商品と資本性金融商品との区分に対する3つのアプローチを検討している。FASBは、基本的所有アプローチが、金融商品を負債と資本に区分するにあたり適切なアプローチであるとの予備的見解に達した。
- IASBとFASBはコンバージェンスの約束を確認するMOUを2006年2月に公表したが、2008年に向けての目標の1つとして、IASBは負債と資本の区分に関するデュー・プロセス文書（ディスカッション・ペーパー）を公表することとなっている。なお、本プロジェクトは修正共同プロジェクトであることから、IASBのディスカッション・ペーパーには、FASBの予備的見解文書にIASBのコメント募集を加えて公表する予定である。
- IASBが公表するディスカッション・ペーパーの目的は、以下の点のコメントを求めることである。
 - (a) FASB の予備的見解で議論されたアプローチが、負債と資本の区分に関する IASB の審議にとってよい出発点であるか。
 - (b) 3 つのアプローチの原則は、あらゆる種類の企業及び世界中のすべての地域にとって適切であるか。
 - (c) 現行の規定を改善し簡素化するその他のアプローチはあるか。

（２）ディスカッション・ペーパーの概要

- IASBのディスカッション・ペーパーには、FASBの予備的見解文書に本件に関する背景情報を詳述するコメント募集を加えるが、当該背景情報の内容は以下のとおりである。

[関係する IFRS の規定の要約]

IAS 第 32 号「金融商品：表示」は、金融資産、金融負債及び資本性金融商品の区分に関する主なガイダンスを提示している。IAS 第 32 号は、資本性金融商品を、企業の資産から全ての負債を除いた後の残余持分を示す何らかの契約と定義している。そのため、金融商品が資本性金融商品として分類されるか否かは、金融資産と金融負債の定義に依存することになる。

[IAS 第 32 号に関する問題]

一般的に、IAS 第 32 号で示される負債と資本の区分から生じる問題には、2 つの幅広い種類のものがある。

- (a) IAS 第 32 号の原則をどのように適用すべきか。
- (b) それらの原則の適用は、いくつかの金融商品の特徴を忠実に表現するかどうか。

[FASB 予備的見解文書でのアプローチ]

FASB の予備的見解文書は資本と負債を区分するための 3 つのアプローチ、すなわち基本的所有アプローチ、所有決済アプローチ、期待結果再評価（REO）アプローチについて説明している。

[IAS 第 32 号との比較の要約]

IAS 第 32 号の資本性金融商品の定義は、それ自身では成り立たない。すなわち、その定義は、金融資産と金融負債の定義に完全に依存している。言い換えれば、IAS 第 32 号は、金融資産でも金融負債でもない金融商品として資本性金融商品を定義している。対照的に、3 つのアプローチはすべて、基本的所有商品の定義を利用する。その定義それ自体で成立し、金融資産と金融負債の定義に依存しない。

[FASB のアプローチが IFRS に対して持つインプリケーションの可能性]

3 つのアプローチすべてが、IFRS に対してインプリケーションを持つこととなる。これらのインプリケーションには以下が含まれる。

- (a) 資本として分類される金融商品の数とタイプ
- (b) 金融商品の再測定と関連する損益への影響
- (c) 金融商品の要素の分離、2 つ又はそれを超える金融商品のリンケージ、及び金融商品の示される条件の実態

【SAC メンバーからのコメント】

- 2 つコメントがある。1 点目は IASB のディスカッション・ペーパーでは、FASB の予備的見解文書を出発点としてコメント募集を行うとのことだが、FASB の予備的見解文書のコンセプトは米国の法的環境の影響を受けており、注意深く検討する必要があると思う。2 点目は、資本と区分する要件は何かとすることである。すなわち、ある商品を資本と定義するに当たってのコンセプトは何かとすることである。国が異なると、法的フレームワークが異なり、資本の定義方法も様々となっていると思うが、まずは資本の要件やコンセプトを明確にし、次にどのアプローチが妥当であるかを検討すべきである。（独会計士）
- 資本と負債の区分は、アカデミックな色彩が強く、非常に難しい問題であり、短期間で結論を出すべきではない。アカデミックな裏付があることの重要性は否定しないが、理論的に正しいかではなく、実務において理にかなっているかという観点で、時間を

² 2008 年 2 月 28 日に IASB より公表済み。コメント提出期限は 2008 年 9 月 5 日。

かけて再検討することを提案したい。(スイス金融機関)

- 資本と負債の区分のプロジェクトは他のプロジェクト、特に概念フレームワークや金融商品、保険、負債(IAS第37号)との関連が非常に高く、早急に取り組まないと他のプロジェクトの議論が進展しないことを懸念する。(IASBボード・メンバー)
- 資本性金融商品のうち議決権については、議論が行われたのか。(IOSCO)
 - IASBではまだ議論していない。FASBでは、場合によっては、銀行が貸付を行うと同時に議決権を有することがありうること、転換権付社債など、商品別に資本として区分することは不可能との結論に達したと聞いている。(IASBボード・メンバー)
- 参考までに日本の現行基準について紹介する。日本の現行基準は、提案されているアプローチの中の基本的所有アプローチに類似している。つまり資本を直接的に定義する方式を採用している。またその意味で、FASBの予備的見解文書における見解、特に負債と資本の区分は、貸借対照表の貸方の区分の問題ではなく、むしろ資本と利益の問題であるという問題意識に全面的に賛成する。ただし、スライドにあるように、負債に分類された項目は公正価値で評価されることが必然的なことだとは思わない。資産と負債の区分の問題と、負債の評価の問題は区別して検討されるべきである。(辻山SAC委員)
- 結果としてFASBがある方向に向かって、IASBが別の方向に向かっていくことは回避すべきであるが、FASBの提案はシンプルで最も明瞭な方式であるので、楽観的に考えている。(豪金融機関)

・金融商品

IASB スタッフからプロジェクトの背景及び 2008 年第 1 四半期に公表予定³のディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」について説明があり、その後 SAC メンバーとの間で質疑応答が行われた。

【IASB スタッフからの説明】

(1) プロジェクトの背景

- 2006年4月の共同会議において、IASBとFASBは2008年に金融商品に関するデュール・プロセス文書(ディスカッション・ペーパー)を公表する目標に合意した。この文書は2006年2月に公表された両ボード間のMOUにおいて想定されたものである。
- ディスカッション・ペーパーの目的は、金融商品の財務報告を改善し単純化するという要求に両ボードはいかに対応すべきかについて関係者に尋ねることである。多くの関係者が、両ボードに原則ベースかつ現行の規定よりあまり複雑でない基準を開発することを要請した。
- ディスカッション・ペーパーでは、両ボードによる(ヘッジ会計の規定を含む)金融商品の測定に関する公表についての将来の議論の基礎を形成することを意図している。
- 今回の見直しは、金融商品自体が複雑であることの他に以下について困難であることから検討されている。

- (a) 財務諸表作成者と監査人が、現在の規定を理解し適用すること。
- (b) 財務諸表の利用者が、財務諸表の情報を理解し利用すること。
- またこれら困難であることの原因は以下が考えられている。
 - (a) 現在の規定の基礎となる原則に対する例外の数
 - (b) 金融商品が様々な手法で測定され、かつ関連ルールの適用が要求されること
 - (c) ヘッジ会計
 - (d) 金融商品の範囲、会計単位、消滅の認識などその他の事項

(2) ディスカッション・ペーパーの概要

[セクション1]

- 主として測定(ヘッジ会計を含む)とそれに関連する問題に取り組んでいるが、表示と開示の重要性についても至る所で強調している。
- 金融商品の測定や関連問題を解決する長期的な解決策として、全ての金融商品に適切な一つの測定手法を使用することを提案している。

[セクション2]

- 金融商品に関する現行の測定や関連規定が、一つの測定手法を用いるアプローチよりも、より早く改善し単純化することができる実行可能な方法(中間的アプローチ)について説明している。
- 中間的アプローチにより改訂を行う要件を示すとともに、以下3つの具体的なアプローチについて説明している。
 - (a) 現行の測定規定の改訂(現在の分類カテゴリーの撤廃又は変更)
 - (b) 現在の測定規定を公正価値測定原則に置き換える。但し、選択的な特例を認める。
 - (c) ヘッジ会計の単純化(現在の公正価値ヘッジ会計を他の方法に置き換え、かつ/又は収益報告に関し規律を保ちながら、ヘッジ会計規定を単純化する。)
- これらのアプローチは、一緒と考えられるかもしれないし、別々と考えられるかもしれない。その他の実行可能なアプローチが存在するかもしれない。セクション2では、表示と開示の重要性についても強調している。

[セクション3]

- 金融商品に関する基準の適用範囲となるすべての金融商品に適切となる一つの測定手法を用いる長期的な解決策を説明している。本セクションでは、なぜ公正価値がすべての異なる種類の金融商品に(認識の観点から)適切な情報を提供する唯一の測定属性であると思われるかについて要約している。
- また公正価値測定の全般的な規定が長期の目的であることを認めるとともに、公正価値及び公正価値の変動についての表示に関連した懸念や問題点を説明している。
 - (a) 収益のボラティリティと安定性
 - (b) 金融商品の未実現損益に関する認識と表示(活発でない市場での測定の信頼性、決して実現しないかもしれない認識損益、悪いことが起こった場合の金融負債に関する未実現利益を含む)
 - (c) 測定の論点、表示及び開示(例えば、公正価値の変動による実行可能な分解を通して)から生じる複雑性を含む公正価値測定に関連する複雑性
- セクション3では、金融商品に公正価値測定が一般的な規定となる前に両ボードが取

³ 2008年3月19日にIASBより公表済み。コメント提出期限は2008年9月19日。

り組まなければならない論点についても要約している。これらは次のとおりである。

- (a) 公正価値変動の影響の表示（分解表示を含む）
- (b) 情報の開示
- (c) 公正価値の定義及び特定の金融商品の公正価値をいかに測定すべきかについて
- (d) 適用範囲と関連論点（金融商品の適切な定義も含む）

【SAC メンバーからのコメント】

- アナリスト代表者（ARG）会議がSAC会議の直前に行われ、本件についても1つのアジェンダとして議論を行ったが、利用者の観点では中間的な解決策ではなく、長期的な解決策を目指すべきとの声が大半であった。なお、質問内容は明瞭ではあるが、質問数が14と多いことから、部分的な回答でも問題ないことを明確にして公表すると良いと思う。（英金融機関）
- IASBは代替案を提示してはいるが、長期的解決策を選好しており、すでに結論ありきで進めているのではないかと懸念する。質問項目については、各質問とも長すぎると同時に複雑であると思う。関係者からより良い回答を得ようと思うのであれば、短く簡潔にすべきである。また、最近のサブプライム・ローンの問題による市場の低迷に対してだけでなく、もっと一般的に景気下降期において、トレーディング商品の評価モデルはどのような結果を示すのか等、公正価値測定を導入した場合の影響をより深く見極めるべきではないか。（豪金融機関）
- 金融商品ワーキンググループの会合に参加したが、非常に有効な議論があった。金融商品の複雑性は測定属性が複数存在することのみが原因ではなく、これら測定属性への適用自体が非常に複雑で難しいことが原因との意見があった。（バーゼル委員会）
 - 公正価値測定についてはこれまで何度も疑問が呈されてきたが、金融機関の規制当局との最近の会合で、サブプライム・ローンの問題を考えると公正価値測定の導入について検討を続けるべきとの意見であった。サブプライムの問題で公正価値にフォーカスが当たってはいるが、減損会計を考慮すると公正価値の見積りの観点からも公正価値の方向性は間違っていない。（IASBボード・メンバー）
- 公正価値評価の方向性には賛成する。しかし、公正価値評価にあたっては、たとえば流動性リスクなどより広範なリスク要因を考慮しなければならない。仮に公正価値評価により軸足を移すのであれば、より収益に対する影響が大きくなり、その結果、資本への負荷がかかるようになる点にも留意しなければならない。（バーゼル委員会）
- 公正価値評価の結果として、ある金融商品は損益となり、別の金融商品は資本直入となっては複雑となる。このため、損益計算書での取り扱いが重要である。（IMF）
- IASBのミッションは国際的に高品質の会計基準を開発することであるが、今の動きは高品質な方向に向かっていないことを懸念する。また作成者は安定性を望んでいる。（伊会計士）
- 質問事項は14であるが、あまりに長くわかりにくいので、質問の数は30になっても良いので簡潔な質問にして欲しい。（イスラエル会計士）
- 「長期的な解決策として『公正価値による単一測定モデル』を想定したような質問は、結論を先取りした誘導的な質問である。もっと中立的な質問に改めるべきだ。」という意見に全面的に賛成である。（辻山SAC委員）

・退職後給付会計

IASB スタッフから 2008 年 3 月末又は 4 月に公表予定の本プロジェクト第 1 フェーズのディスカッション・ペーパーについて説明があり、その後 SAC メンバーとの間で質疑応答が行われた。

【IASB スタッフからの説明】

（１）プロジェクトの背景

- 本プロジェクトは、2つのフェーズからなり、最終的に年金会計の根本的見直しを図る包括的長期プロジェクトとされている。プロジェクトの第 1 フェーズは、合理的に短い時間軸（4年程度）の下で、IAS第19号「従業員給付」の限定的な改善を行うことを目的としている。この第 1 フェーズにおける主要な改善項目は、次のとおりである。
 - (a) 確定給付制度（defined benefit plans）における保健数理差損益の遅延認識に係る選択肢の削除及び確定給付約定のコストの表示。
 - (b) 給付約定の新たな分類（拠出ベース約定と確定給付約定）及び拠出ベース約定の新たな測定属性。
- 第2フェーズは、退職後給付に係る会計の包括的な見直しとなり、FASBと共同で行われる予定である。

（２）フェーズ1のディスカッション・ペーパーについて

[遅延認識（Deferred recognition）]

- IAS第19号では、事業主は保険数理差損益を遅延認識するかどうかを選択できる。このことは例えば、企業は年金が積立不足の場合であっても、財政状態計算書において年金資産を認識できるということを意味する。
- IASBは、保険数理差損益を、それらが発生した期に直ちに認識することを提案する。このことは、財政状態計算書において、積立剰余金は資産、積立不足額は負債としてそれぞれ表示されることを意味しており、年金に係る会計を事業主が負っている他のタイプの債務に係る会計と一致することになる。

[確定給付約定に係るコストの表示]

- 保険数理差損益を即時認識するという決定を前提として、IASBは確定給付約定に係る費用の構成要素をどのように表示するかについて検討した。
- IAS第19号では、勤務費用、利息費用および年金資産の期待運用収益額を当期純損益の中で認識することを求めている。保険数理差計算上の損益は繰延べられ、償却によって徐々に当期純損益処理されるか、あるいは認識収益費用計算書（包括利益計算書）において直ちに認識されることになる。
- ディスカッション・ペーパーでは、確定給付約定に係るコストの表示方法について、次の3つのアプローチを中立的に議論する。
 - ✓ アプローチ 1
確定給付債務及び制度資産の価値のすべての変動を、当期純損益の中で認識する。
 - ✓ アプローチ 2
勤務費用及び関連する保険数理差損益のみ当期純損益の中で認識する。その他のすべての保険数理差損益は、支払いを繰り延べることによる結果ととらえ、その他の包括利益として認識する。
 - ✓ アプローチ 3

勤務費用および関連する保険数理差損益、利息費用、利息収入は当期純損益の中で認識し、その他のすべての変動（すなわち再測定）は当期純損益の外側で認識する。

		アプローチ 1	アプローチ 2	アプローチ 3
勤務費用		純損益	純損益	純損益
利息費用		純損益	OCI ⁴	純損益
制度資産 収益	利息配当収入	純損益	OCI	純損益 ⁵
	公正価値変動			OCI
保険数理 差損益	割引率変動	純損益	OCI	OCI
	それ以外			純損益

〔 給付約定の新たな分類 〕

- IAS第19号では、約定は給付建あるいは拠出建に分類されるが、給付建、拠出建のいずれの特徴も持たない約定や、両方の特徴を併せ持つ約定の取扱いをめぐって、混乱や見解の相違が起こり得る状態であった。
- ディスカッション・ペーパーでは、拠出金に資産または指標にリンクしたリターンを加える新たなカテゴリーの約定を創出する。このようなタイプの約定は、「拠出ベース約定」という用語で呼ぶこととし、現在確定拠出約定とされているものすべてを含むとともに、現在は確定給付約定とされているものの一部をも含む。後者の例としては次のとおりである。
 - ✓ 事業主は、勤務した各年度に関し、従業員の現在の給料（すなわち、直近の報告期間に係る従業員の給料）の 5% をファンドに拠出することを約定する。退職時の給付約定は、当該拠出金に、拠出金に係る毎年 4% の固定リターンを加えたものに等しくなる一時金である。
 - ✓ 事業主は、勤務した各年度に関し、従業員の現在の給料（すなわち、直近の報告期間に係る従業員の給料）の 5% をファンドに拠出することを約定する。退職時の給付約定は、当該拠出金に、特定の株価指数をベースとしたリターンを加えたものに等しくなる一時金である。

〔 拠出ベース約定の測定 〕

- IAS第19号の現在の測定方法である予測単位積増方式（PUC）は、拠出ベース約定に対しては適用されない。保証付きの約定については、PUCを用いると、保証の価値が無視されることによって、負債が著しく過少計上されることが起こり得る。株式からのリターンに依拠する約定については、PUCを適用すると、株式に係る期待リターンで予測し、それよりも低い高格付の社債利回りで割り引くことによって、負債が過大計上される結果になる。
- ディスカッション・ペーパーでは、拠出ベース約定の測定について（保険プロジェクトで用いられているものと似ている）ビルディング・ブロック・アプローチを用いることによって新たな測定属性にたどり着いた。IASBの予備的見解では、企業の拠出

⁴ その他の包括利益（other comprehensive income）。なお、フェーズ 1 の議論は現行 IAS 第 1 号を前提としているが、現行 IAS19 号の取扱い（第 93 D 項）を踏まえ、OCI に計上してもリサイクリングはしない方法が考えられている。

⁵ 利息収入の識別方法に関しては、3 つのアプローチ（株式配当及び債券の稼得利息、優良社債の市場利回りによる帰属利息収入、IAS 第 19 号の期待収益）が示されている。

ベース約定にかかる負債の測定は、以下の特性を織り込むべきであるとしている。

- (a) 明示された、バイアスのかかっていない、マーケットと整合的で、加重平均された契約上のキャッシュ・フローの現時点における見積り
 - (b) 時間価値に関して、見積将来キャッシュ・フローを調整する現時点におけるマーケットの割引率
 - (c) 負債の不履行リスク以外のリスクの影響。言い換えれば、企業は、給付約定は変更されないと想定する。
- IASBは、給付約定が変更されないという想定を置いた公正価値というその測定属性が、上記の特性を最もうまく伝えると考えている。新たな測定属性を選択するにあたっての鍵となるのは、理解可能で、経済的意思決定をするにあたって用いる測定の基礎を、利用者に対して提供することである。

【 拠出ベース約定の表示 】

- IASBの予備的見解は、拠出ベース約定にかかる負債の変動は、勤務費用とその他の価値変動の2つに分解されるべきであるというものである。IASBは、拠出ベース約定と確定給付約定の表示との間で可能な限り整合性が保たれるべきであるという意見があることに留意した。したがって、コメント募集においては、拠出ベース約定に係る負債の分解及び表示が、確定給付約定に係る負債の変動の分解及び表示に関する規定に似たものとなっているべきどうかを問いかけている。

【SAC メンバーからのコメント】

- 本プロジェクトは2006年に緊急議題としてアジェンダに追加されたとのことだが、2011年によやくフェーズ1が終了の予定である。この問題は1997年から多くの投資家の間では問題になっていたが、このペースでいくと、フェーズ2が終わるころには我々はもうこの世にいないことになるのではないかと懸念する。（米金融機関）
- IAS第19号「従業員給付」の第78項に記されている、退職後給付債務の割引率は優良社債の市場利回りを参照にして決定することとしているが、IASBはこの決定に満足しているか。（イスラエル会計士）
 - IAS第19号のこの割引率に関して懸念があることは理解しているが、この問題への明確な回答がないことから、今回のフェーズ1では取り上げていない。（IASBスタッフ）
- 拠出ベース約定の測定において、ビルディング・ブロック・アプローチを用いることは正しいように思われるが、給付約定において拠出ベース約定のような新たな定義を導入するには、もう少し時間をかけて検討すべきである。なお、拠出ベース約定で企業が毎月1,000ユーロ供出する場合、これに関する負債は公正価値により測定するのか。（独会計士）
 - 支払い不足分のみが負債となるので、もしそのような部分がなければ公正価値評価は行われぬ。（IASBスタッフ）
- 現行の基準では、開示の要件が不十分と思われるが、この点を再検討して頂きたい。（英金融機関）
 - 最終基準において、開示は非常に重要な項目であるので、公開草案の段階で検討したい。（IASBスタッフ）
- ディスカッション・ペーパーで使用している用語で「制度（plan）」という用語があ

るが、この制度は従業員が一人の場合であっても本プロジェクトで取り扱うのか。
（米SEC）

➤ 制度の中の従業員の数はこのモデルでは関係はない。（IASBスタッフ）

・ IASC 財団 新議長のスピーチ

2008年1月より IASC 財団の議長となった Gerrit Zalm 氏（オランダ元副首相・元財務大臣）よりスピーチが行われ、その内容に関し SAC メンバーから質問及びコメントが述べられた。

【スピーチの内容】

（１）はじめに

- IASBの任務は "Romantic Project"である。理想が高く非現実的という意味であるが、今や現実のものになりつつある。
- SACは世界中の様々な国・機関から多様な考えを持つ人々の集まりであり、非常に複雑な組織であるが、非常に重要な組織でもある。
- SACは、IASBのボード・メンバー、評議員、IFRICメンバーにとって居心地のいい場所ではないが、定期的にこのような会合を開くことはIASBにとって利点である。

（２）評議員会の取組事項（2008年 - 2009年）

- 定款の見直しに当たっては以下を主眼に検討すべきである。
 - (a) ガバナンスの向上
 - (b) 資金調達モデルの改善（将来的には課金制度導入の検討）
 - (c) フィードバック文書、インパクト・ステートメント
- SACの役割と立場（position）の見直しを行うとともに、IASBの組織としての有効性と効率の改善を検討していきたい。
- IFRSのブランド問題については、IFRSの権威（authority）と完全性（integrity）を保つためにIFRSのブランドを維持することが重要である。

（３）IFRSのグローバルなアドプションについて

- IFRSはEUにおいて2005年最初に義務化となったが、その後急速にIFRSを使用する国が増加し、現在では100カ国を超えている。
- 重要なアジアの諸国である、日本、韓国、インドもコンバージェンス・採用について表明している。
- 米国は、外国登録企業につき当初の目標である2009年より早くIFRSの差異調整表を廃止したが、米国は細則主義（rule base）から原則主義（principle base）へ切り替えるべきと考える。

（４）欧州における問題

- 欧州ではIAS第39号（金融商品）においてカーブアウト（適用除外）項目があるが、これを廃止することに力を注ぎたい。
- 欧州議会との関係は良くなかったが、評議員会、IASBボード・メンバー等の努力により、非常に良好な関係を築きつつある。

【SAC メンバーからのコメント】

- 単一の国際会計基準を目指すことは、歴史上比類のない大変ロマンティックなプロジェクトであり、これまでの所、サクセス・ストーリーと言えるであろう。問題はこ

の任務をいかに継続していくかである。このプロジェクトは各国や各企業に経済的価値をもたらすが、このプロジェクトを維持するためには、安定的な資金調達が必要である。評議員会ではこの活動を維持するために、安定的な資金調達に取り組んでいるが、ただ乗りは許されるべきではない。（イスラエル会計士）

- 定款の見直しに併せて、SACの役割についても見直すとのことであるが、SACの組織については今後どのようなタイムフレームで見直しを検討するのか。（伊会計士）
 - ▶ 現時点ではSACの組織の再編については具体的なアイデアは持ち合わせていない。国際的組織においては、メンバーは常にフラストレーションを持つと思われるが、皆さんからの意見も参考にして2009年までに見直したい。
- 欧州委員会として新議長の就任を歓迎したい。欧州では、完全版IFRSの導入につき、いろいろな議論があるが、議論を重ねることによりこの問題をできるだけ早く解決していきたい。またガバナンスの改善についても議論を加速化する必要があると考えるが、SACは非常に重要な組織であり、協力して建設的な提言を行いたい。（欧州委員会）
- デュー・プロセスやガバナンスの強化を唱えるものが多いが、現在は1950年代や60年代とは違い、インタラクティブなデータの時代であり、すべての情報をだれにでも自由にアクセスできる一商業主体として、もっとダイナミックなプロセスで基準を開発できるかどうか将来の成功がかかっている。（米国金融機関）
- 会計士とIFRSの関係であるが、国際会計士連盟(IFAC)のメンバーシップの義務として、IFRSを支持しなければならないこととなっている。また、モニタリング・グループについて言及があったが、IFACの例であれば、これまでの経験についていつでもお伝えする用意がある。（IFAC）
- 議長から示されたIFRSの将来ビジョンについては、全面的に賛成だ。しかしこのビジョンを実効あるものにするためには、デュー・プロセスが今後益々重要になってくると思う。市場関係者の声を十分に汲み上げて作られる基準でなければ、長く市場で生き残ることは出来ないだろう。一部の人々が会計基準を発明するトップダウン方式の基準設定は望ましくない。その意味で、IASBのガバナンス、モニタリング、デュー・プロセス遵守等の側面における、今後のIASC財団の活動に期待している。（辻山SAC委員）
- 特定の基準がどのように解釈されているかをモニターすることは非常に重要であると思う。香港では4大監査法人により様々な解釈がされており、作成者としてはどの解釈を適用すべきか非常に難しい状況である。将来的には規制当局が原則ベースで開発されたIASBの会計基準について、解釈について最終的な決定をすることが非常に重要である。（香港財務諸表作成者）
- メキシコ企業が国外で資金調達をする場合、IFRSを採用すれば多くの国で資金調達が可能となるので、非常に有効である。但し、メキシコはこれまで非常に単純な会計基準を使用しており、教育の問題は大きな課題である。（メキシコ財務諸表作成者）

以上